

訪問看護重要事項説明書（医療）

令和7年1月1日現在

1. 訪問看護ステーションの概要

(1)

事業者名称	訪問看護ステーションミストラル京都
所在地	京都府京都市太秦天神川下刑部町グレイスヴィラ阿部2B
電話番号	075-864-3000
代表者名	河村 里帆
事業所番号	No.2660790482
サービスを提供する地域	京都市右京区・西京区・中京区・下京区 ※その他地域は相談可
その他	第三者評価の実施状況 無し

(2)

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従業員の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	3名	2名	訪問看護サービスの提供	5名
訪問看護	准看護師				
看護補助	ヘルパー				
事務員				事務所の必要な事務処理	

2. 事業の運営方針

- 心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 事業の実施にあたっては保健所、市長村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図ります。
- 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的にを行い、資質の向上を図ります。

3. 営業日・時間

(1)

営業日	月曜日 ～ 金曜日
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）必要に応じて対応

※ご利用者の求めや状態に応じ、24時間常時連絡ができ、緊急訪問できる体制を整備しています。

(2) 営業時間

午前9時00分～午後5時

4. サービス提供内容

①看護介護行為

- バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）

②医療処置的行為

- 創傷及び褥創処置
- 人工肛門・人工膀胱管理ケア
- 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- 腹膜還流装置・透析液供給装置管理ケア
- 中心静脈栄養管理・輸液・ポンプ管理
- 在宅酸素療法管理ケア
- 在宅人工呼吸器管理ケア
- 気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア
- 喀痰の吸引・管理ケア
- 点滴
- 排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③介護者への支援

- ・介護の方法指導・介護福祉などの社旗資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する方法など
- ・介護者の健康相談・助言

5. 利用料金

(1) 基本利用料金

【医療保険目安】

料金表	金額	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（1日につき）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降（1日につき）	6,550円	655円	1,310円	1,965円

【その他加算・・・医療保険】

夜間・早朝訪問看護加算	2,100円
深夜訪問看護加算	4,200円
緊急時訪問看護加算	2,650円
24時間対応体制加算	6,520円
長時間訪問看護加算	5,200円
複数回訪問看護加算	1回目 4,500円 2回目 8,000円
複数名訪問看護加算	4,500円
特別管理加算Ⅰ	5,000円
特別管理加算Ⅱ	2,500円
ベースアップ評価料Ⅰ	780円/月
医療DX情報活用加算	50円/月

訪問看護管理療養費	
月の初回	7,670円
2回目以降	3,000円

※ その他の費用がある場合には事前に
詳細説明の上、徴収させていただきます。

例) 医療保険で週2回30分の訪問看護を利用する場合

→ 5,550×8=44,400円	}	44,400+28,670+830=73,900円
→ 7,670+3,000×7=28,670円		
→ 780（ベースアップ）+50（DX）=830円		

1割負担→7,390円

(2) 料金の支払い方法

毎月15日までに前月分の請求を致しますので、10日以内にお支払下さい。
お支払後に領収書の発行致します。尚、お支払方法は現金払いとなりますので
ご了承下さい。

6. 交通費

自転車等の場合は無料です。但し、通常の事業実施地域を超えた地点から
訪問車使用の場合で10km以上は1,000円別途必要となります。（公共交通機関利用、又は
駐車場利用時も実費負担して頂きます。）

7. 利用料・その他の費用の滞納について

ご利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合、及び、ご利用者
負担金を支払わない場合は、事業者は30日間以上の猶予期間を定めて、契約を解除
する旨を勧告することがあります。

8. サービスのキャンセル

ご利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用日前日に事業所営業
時間（17：00）までにご連絡下さい。

9. サービスの終了

(1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望する7日前までに文章で通知することにより、契約を解除する事が
出来ます。但し、ご利用者の急変、急な入院などやむ得ない自由がある場合は、契約
終了を希望する1週間以内の通知でも解約することが出来ます。

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者側にやむを得ない理由がある場合は、ご利用者に対して契約終了1ヶ月前までにその理由を示した文章を通知することにより、この契約を解約する事が出来ます。

10. 事故発生時・緊急時の対応方法
サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所、及び市町村等への連絡します。

11. 損害賠償
事業者は、ご利用者に対するサービス提供にあたって万が一事故が発生しご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な損害義務を履行を速やかに行います。(但し、損害の賠償は、事業者の加入する損害賠償保険の範囲内とする。)

事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険
保険名	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者賠償責任保険

12. 感染症対策・衛生管理等
新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染を疑う症状を認めた場合、及び診断が確定した場合は、速やかに事業所に連絡してください。他の利用者の健康に与える影響を考慮し、訪問の順番を変更させていただきことがあります。
事業所では感染に関する責任者を選定し、感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備、研修及び訓練を定期的の実施します。
13. 身体拘束・虐待の防止
利用者の生命や身体に危険が生じるなど、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、身体拘束は行いません。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
事業所では虐待防止に関する責任者を選定し、虐待の防止に関する指針の整備、研修を定期的の実施します。
14. 事業継続計画の策定
事業継続計画を策定し、平時より他の事業所との連携・協力体制を構築、研修及び訓練を定期的の実施します。非常時には計画内容に沿って対応しますが、気象庁による特別警報発令、地震や洪水等の大規模災害により事業所運営が極めて困難な場合には、訪問及び緊急時対応の中止、医療依存度の高い利用者の訪問を優先的に行う事があります。
15. 相談・苦情
苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握する為に必要に応じた訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。把握した内容を元に検討を行い、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行い、ご利用者に対して対応方法や結果の報告を行います。

利用者及び家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置しています。
【虐待及び苦情等の窓口】

【事業所の窓口】	所在地：京都都市右京区太秦天神川下刑部11-2グレイスヴィラ阿部2B
担当者 (田村 陽子)	TEL：075-864-3000 FAX：075-864-3003
	受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
お問い合わせ先	・京都市右京区役所保険福祉センター健康長寿推進課 所在地：京都府京都市右京区太秦天神川下刑部町12 TEL：075-861-1416
	・京都市中京区役所 健康長寿推進課介護保険担当 所在地：京都府京都市中京区西三坊堀川町521 TEL：075-812-2566
	・京都市下京区役所 健康長寿推進課介護保険担当 所在地：京都府京都市下京区東塩小路町608-8 TEL：075-371-7228
	・京都市西京区役所 健康長寿推進課介護保険担当 所在地：京都府京都市西京区上桂森下町25-1 TEL：075-381-7638
	・京都市西京区役所洛西支所 健康長寿推進課介護保険担当 所在地：京都府京都市西京区大原野境谷町2-1-2 TEL：075-332-9274
【公共団体の窓口】	所在地：京都府京都市下京区烏丸通四条下る 水銀町620 TEL：075-354-9090 FAX：075-354-9055 (受付時間：午前9時～午後5時)
京都府国民健康保険 団体連合会	

16. 個人情報の取り扱い基準の遵守について

- (1) 介護ならびに関連事業のサービス提供開始前に、利用目的の範囲を説明し同意を頂いた上で個人情報を収集致します。
- (2) 個人情報の利用は個人情報同意書における事前の承諾又は、同意に基づき別紙、「個人情報保護に関するご案内」に定める利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用致します。
- (3) 同意、又は、依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することは致しません。
同意・依頼の下で個人情報の提供、預託を行う場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう監督を行って参ります。

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業 者	住 所	〒 616-8104 京都府京都市右京区太秦天神川11-2グレイスヴィラ阿部2B		
	名 称	訪問看護ステーションミストラル京都		
	説明者	看護師 (印)		
	電話番号	075-864-3000	F A X	075-864-3003

私は本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者	住 所	〒□□□-□□□□
	氏 名	◎印
	電話番号	() —

ご家族・代理人	本人との関係		署名代行理由	
	住 所	〒□□□-□□□□		
	氏 名			
	電話番号	() —		

緊急時対応	有・無	24時間対応体制	有・無
-------	-----	----------	-----